



ホームページ掲載申告書等に関する注意事項

秋田市から送付している償却資産申告書等は、複写式（提出用と控用）になっておりますが、こちらに掲載している様式を使用された方で控が必要な場合は、控用として申告書等のコピーを添付してください。また、控用には申告書等の右上に**(控)**と表示をお願いします。

なお、郵送で提出された場合、切手を貼付した返信用封筒が同封されていない場合は、控をお返しできませんのでご注意ください。（控不要の場合、返信用封筒は必要ありません。）